

説明資料 2

(運用・セキュリティ対策編)

目次

1	操作者識別カードの紛失とその後の対応について	1
2	運用体制の見直し	4
3	セキュリティ対策規程等の見直し	6
4	研修・監査など保護確保措置の定期的な実施	7

1 操作者識別カードの紛失とその後の対応について

(1) 操作者識別カードの紛失について

① 事案の概要

平成 24 年 4 月 12 日、東葛飾旅券事務所において退職者に係る操作者識別カードを返却のため確認したところ、平成 23 年 9 月に退職した職員の操作者識別カードの所在が不明であることが判明した。

退職した職員に確認したところ、操作者識別カードを事務所外に持ち出したことはないとの回答があり、事務室内の机、金庫、ロッカーの内部を探したが、識別カードが見つからなかったものである。

東葛飾旅券事務所からの報告を受け、市町村課において当該操作者識別カードに係るアクセスログを確認したが、不正アクセスは確認されなかった。

② 東葛飾旅券事務所における住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況

ア業務内容 旅券法に基づく旅券の発給事務に際し、申請者の住所、氏名等を確認するため、窓口において住基ネットを利用

イ年間利用件数 80,453 件（平成 22 年度）

ウ職員数 28 名（正規職員 7 名、非常勤職員 21 名）

エ操作者識別カード発行枚数 28 枚

③ 要因

東葛飾旅券事務所においては、正規職員に係る操作者識別カードの管理は、各職員の個人管理としていたが、所属長において休職開始時か退職時に操作者識別カードを回収し、システム管理者へ返却すべきところ、それを怠った。

④ 経過

日程	内容
平成 24 年 4 月 12 日	東葛飾旅券事務所から市町村課あて操作者識別カード紛失の旨の報告
	報告を受け、当該操作者識別カードの資格停止（使用不能の措置）を実施（市町村課）
	職員 1 名を東葛飾旅券事務所に派遣し、関係職員から事情聴取・操作者識別カードの搜索（市町村課）
4 月 16 日	過去東葛飾旅券事務所に在籍していた職員に事情聴取（市町村課・東葛飾旅券事務所）
4 月 17 日	記者発表（国際課）
	千葉県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の徹底について通知（端末機設置課・出先機関の長あてセキュリティ統括責任者市第 254 号通知）
4 月 24 日	端末機設置機関（14 機関）の担当者を対象に研修会を実施し、改めて注意喚起
	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に係る点検の実施を依頼（端末機設置機関の長あてセキュリティ総括責任者市第 308 号依頼）
5 月 8 日、9 日、15 日、16 日	自己点検の結果及び運用状況を確認するため、全端末機設置機関に現地確認を実施（市町村課）

(2) セキュリティ対策の自己点検

① 自己点検

○対象：端末機設置機関

○方法：所属及び操作者個人のセキュリティ対策の運用状況の現況から自己点検し、質問事項に対する回答する方式

② 市町村課による現地確認

○対象：端末機設置機関

○方法：自己点検の内容及び現況により改善すべき項目等を確認する。

(3) セキュリティ対策の自己点検結果

① 概要

ア 端末機利用状況

区分	数	内訳
利用している	11	県民交流・文化課、各地域振興事務所（葛南除く。）、各旅券事務所
利用していない	3	保安課、建設・不動産課、葛南地域振興事務所

イ 所属に係る自己点検(利用している 11 機関・全 57 項目中)

遵守できていない機関数	項目数
0 (全機関遵守)	24 (42.1%)
1~2	13 (22.8%)
3~5	6 (10.5%)
6~	14 (24.6%)

ウ 操作者個人に係る自己点検(利用中 11 機関の操作者 86 名・全 29 項目中)

遵守できていない操作者数	項目数
0 (全操作者遵守)	14 (48.3%)
1~10	6 (20.7%)
11~20	2 (6.9%)
21~40	4 (13.8%)
41~	3 (10.3%)

② 分析

ア 所属に係る自己点検に係る不適項目の要因

(ア)6 機関以上で遵守できていない項目

項目	要因
指定された操作者以外の操作	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口混雑時等円滑に対応するため、操作者カードの入替を省略してしまっている。 ・カードの入替に係る操作方法の未熟
① 帳票管理簿・帳票受渡簿の作成・確認 ② ドキュメント管理簿・ドキュメント受渡簿の作成・確認 ③ 磁気ディスク管理簿・磁気ディスク受渡簿の作成・確認	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票管理簿については、同様の書式で既に管理している所属がある。 ・すべて H24.3 施行の新たに作成することとなった項目であり、改正内容の理解が十分でなかった。

項目	要因
① 端末機設置室入退室管理簿の作成 ② 操作者以外の者が入室する場合の立会 ③ 写真機、カメラ付き携帯等の記録装置の使用禁止	そもそも端末機設置当初から執務室内に設置されており、入退室管理は不可能

(イ)3~5 機関で遵守できていない項目

項目	要因
端末機管理日次点検等の実施及び管理簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機設置当初は点検をしていたものの、担当者の異動等を繰り返すうちに、直ちに影響が出るわけではないことから日次点検が行われなくなった。 ・管理簿については、H24.4.1 から新たに導入されたものであり、改正内容の理解が十分ではなかった。
手引書、マニュアル、通知等の施錠保管、電子データの消去	<ul style="list-style-type: none"> ・手引書等が残っていない。 ・規程の理解が不十分
帳票等の廃棄前の所属長の承認	規程の理解が不十分

イ 操作者に関する自己点検に係る不適項目の要因

(ア)41 名以上が遵守できていない項目

項目	要因
操作者識別カードの他者への貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口混雑時等円滑に対応するため、操作者カードの入替を省略してしまっている。 ・カードの入替に係る操作方法の未熟
操作者識別カードのパスワード変更	H24.4.1 から新規に可能となった方法であり、操作方法の理解が不十分
離席の際の電源の切断	来客時に速やかに対応するため

(イ)21~40 名が遵守できていない項目

項目	要因
離席する際の操作者識別カードの抜き出し	来客時に速やかに対応するため

(ウ)11~20 名が遵守できていない項目

項目	要因
離席する際の業務アプリケーションの終了	来客時に速やかに対応するため
帳票を廃棄する際の所属長の事前承認	規程について理解が十分でなかった。

(4) 総括

操作者識別カード紛失事件を契機として、端末機設置機関に対して、研修会を開催し、自己点検を実施させ、現地確認を実施した結果、直ちに、本人確認情報の漏えい等につながるものではないものの、セキュリティ規程に反する運用が見受けられた。

その要因には、窓口対応を優先したこと、規程に対する理解が不十分であったことなどが挙げられているが、こうした背景には、

- ・現実の運用実態を踏まえた規程の見直しを行ってこなかったこと。
- ・平成 20 年度以降、端末機操作者向けの研修を実施していなかったこと。
- ・セキュリティ対策の実施状況を把握すべく、システム監査を定期的の実施してこなかったこと。

などが考えられ、システム管理者としての対応が不十分であったと言わざるを得ない。

そこで、条例による本人確認情報の利用拡大に当たり、本人確認情報保護に万全を期すため、以下の項目について実施していくこととする。

見直し項目
①運用体制の見直し
②セキュリティ対策に係る規程等の見直し
③研修・監査など保護確保措置の定期的な実施

○想定スケジュール

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
条例による利用拡大		●—————→	
サーバの集約化（都道府県から国）			●—————→
生体認証導入（端末機）			●—————→
①運用体制の見直し	●—————→	●—————→	
②セキュリティ対策に係る規程等の見直し	●—————→	●—————→	
③研修・監査など保護確保措置の定期的な実施	●—————→	◆ ★ ●—————→	◆ ★

※◆定期研修、★定期監査

2 運用体制の見直し

(1) 端末機の設置（案）

現在、国においてシステムの見直しの検討が進められており、平成 26 年 2 月から操作者識別カードによる認証に代わり、生体認証（静脈）による認証システムが導入される予定である。

したがって、現在の端末機が平成 19 年度からの 5 年リースであり、本年度中に契約を終了するが、平成 25 年度については、リース契約を 1 年延長し、現在の端末機の再配置により運用を行っていく。

平成 26 年度以降は、新たな端末機の仕様に基づき、平成 25 年度の運用実績を踏まえ、端末機を適正配置していく。

○配置案

	利用件数 (22 年度)	端末機設置台数 (現在)	想定利用件数 (追加分)	端末機設置台数 (平成 25 年度)	端末機設置台数 (平成 26 年度)
市町村課	2,147	1	7,749	1	2
保険指導課	-	-	3,000	1	1
県民交流・文化課	778	1	90	0	0
保安課	1	1	57	0	0
建設・不動産課	1	1	0	1	1
公安委員会（交通指導課）	-	-	15,671	1	1
葛南地域振興事務所	12	1	10	0	0
東葛飾地域振興事務所	-	-	6,608	1	1
印旛地域振興事務所	17,238	1	7,134	2	2
香取地域振興事務所	3,161	1	728	1	1
海匝地域振興事務所	4,496	1	1,174	1	1
山武地域振興事務所	3,975	1	2,187	1	1
長生地域振興事務所	4,234	1	1,512	1	1
夷隅地域振興事務所	1,351	1	10	1	1
安房地域振興事務所	2,662	1	766	1	1
君津地域振興事務所	7,893	1	3,435	1	1
中央県税事務所	-	-	7,630	1	1
千葉西県税事務所	-	-	6,279		1
船橋県税事務所	-	-	11,207	1	1
柏県税事務所	-	-	5,912		1
市原県税事務所	-	-	3,215		1
自動車税事務所	-	-	24,658	1	1
中央旅券事務所	115,915	14	0	12	12
東葛飾旅券事務所	80,909	10	0	9	9
合計	244,773	37	109,032	38	42

※利用件数は、端末機の利用件数のみ（サーバでの利用件数は含んでいない。）

(2) 操作者識別カードの管理 (案)

住基ネットにおいて、操作者識別カードを導入している趣旨は、不正利用等防止のため、本人確認情報を利用した者が特定できるようにしておくことにある。したがって、操作者識別カードを操作者に個人貸与することを原則とするが、条例による利用事務の拡大により操作者自体が増加するため、カード管理に係るセキュリティ事故の防止及び操作者識別カードの管理負担の増についても考慮する必要がある、個人貸与及びグループ利用を併用していくこととする。

○個人貸与方式とする事務 (現行と同一)

① 旅券事務など窓口で即時対応が必要な事務

ア 趣旨

(ア) 窓口への来客に応じて、住基ネットを利用することとなるため、いつ利用するのかあらかじめ特定できないこと。

(イ) 窓口混雑時にはなるべく円滑に受付処理する必要があること。

などから、グループ利用での管理簿等による管理が現実的ではなく、個人貸与方式とする。

イ 対象 旅券事務所、地域振興事務所 (旅券担当)

② 専用端末機が設置されている事務

ア 趣旨

当該端末機において利用する事務が特定されており、通常は限られた職員しか操作することがないため、本人確認情報を利用した者が特定できるよう、原則どおり個人貸与方式とする。

イ 対象 保険指導課、公安委員会

○グループ利用方式とする事務

① 本庁共用

ア 趣旨

・本来は個人貸与方式とすることが望ましいが、本庁共用の端末機を利用する所属は複数部局に渡り、利用頻度にも差がある中で、操作者識別カードに係るセキュリティ事故防止や管理負担の増を考慮し、一括利用方式とする。

イ 対象 専用端末を設置しない本庁各課

ウ 管理方法

- ・本庁一括利用方式とする。
- ・所属長は、あらかじめ利用事務に係る操作者を指定し、システム管理者へ報告する。
- ・システム管理者は、所属長からの操作者の指定報告に基づき、操作者名簿を調製するとともに、端末機利用簿により端末機を管理するものとする。
- ・操作者は、端末機を利用する際には、端末機利用簿へ記入の上、住基ネットを利用する。

② その他の事務

ア 趣旨

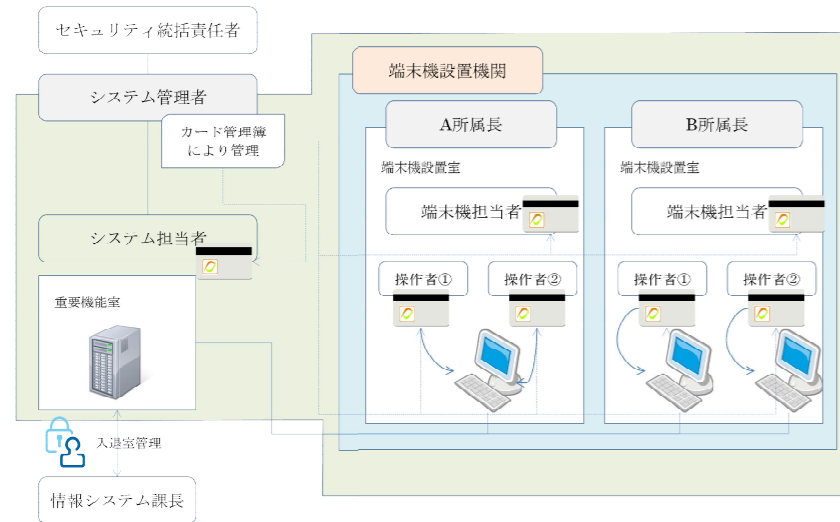
・本来は個人貸与方式とすることが望ましいが、本庁共用の端末機を利用する所属は複数部局に渡り、利用頻度にも差がある中で、操作者識別カードに係るセキュリティ事故防止や管理負担の増を考慮し、一括利用方式とする。

イ 対象 地域振興事務所 (旅券担当以外)、県税事務所

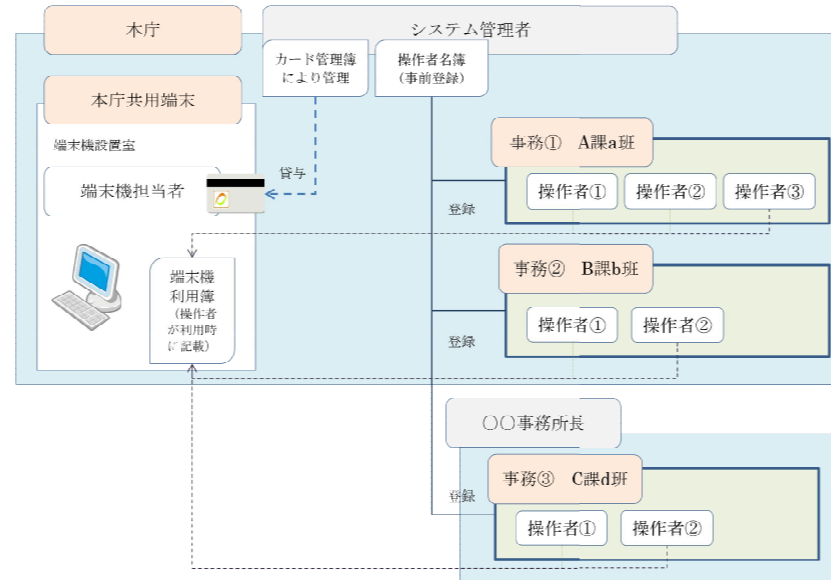
ウ 管理方法

- ・グループ利用方式とする。(グループの単位は、班 (室) 単位とする。)
- ・所属長は、あらかじめ、住基ネットを利用するグループ及び操作者を指定し、(利用する端末機に係る本人確認情報管理責任者を經由して、) システム管理者へ報告する。
- ・システム管理者は、所属長からの操作グループ指定報告に基づき、所属長へ操作グループ識別カードを貸与する。
- ・本人確認情報管理責任者は、所属長からの操作者指定報告に基づき、操作者名簿を調製するとともに、端末機利用簿により端末機を管理する。
- ・操作者は、端末機を利用する際には、端末機利用簿へ記入の上、住基ネットを利用する。

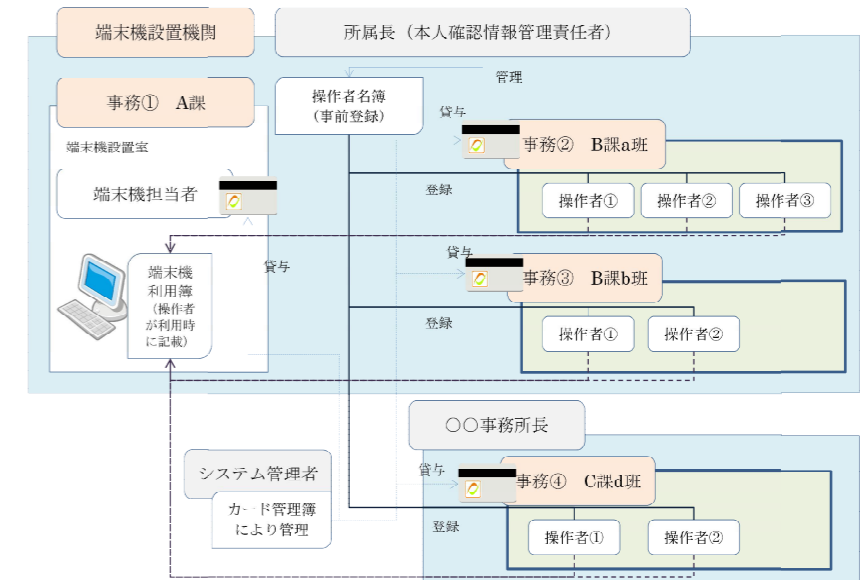
運用体制図① (現行同じ：窓口で即時対応が必要な事務、専用端末機設置事務)



運用体制図② (グループ利用イメージ (本庁共用))

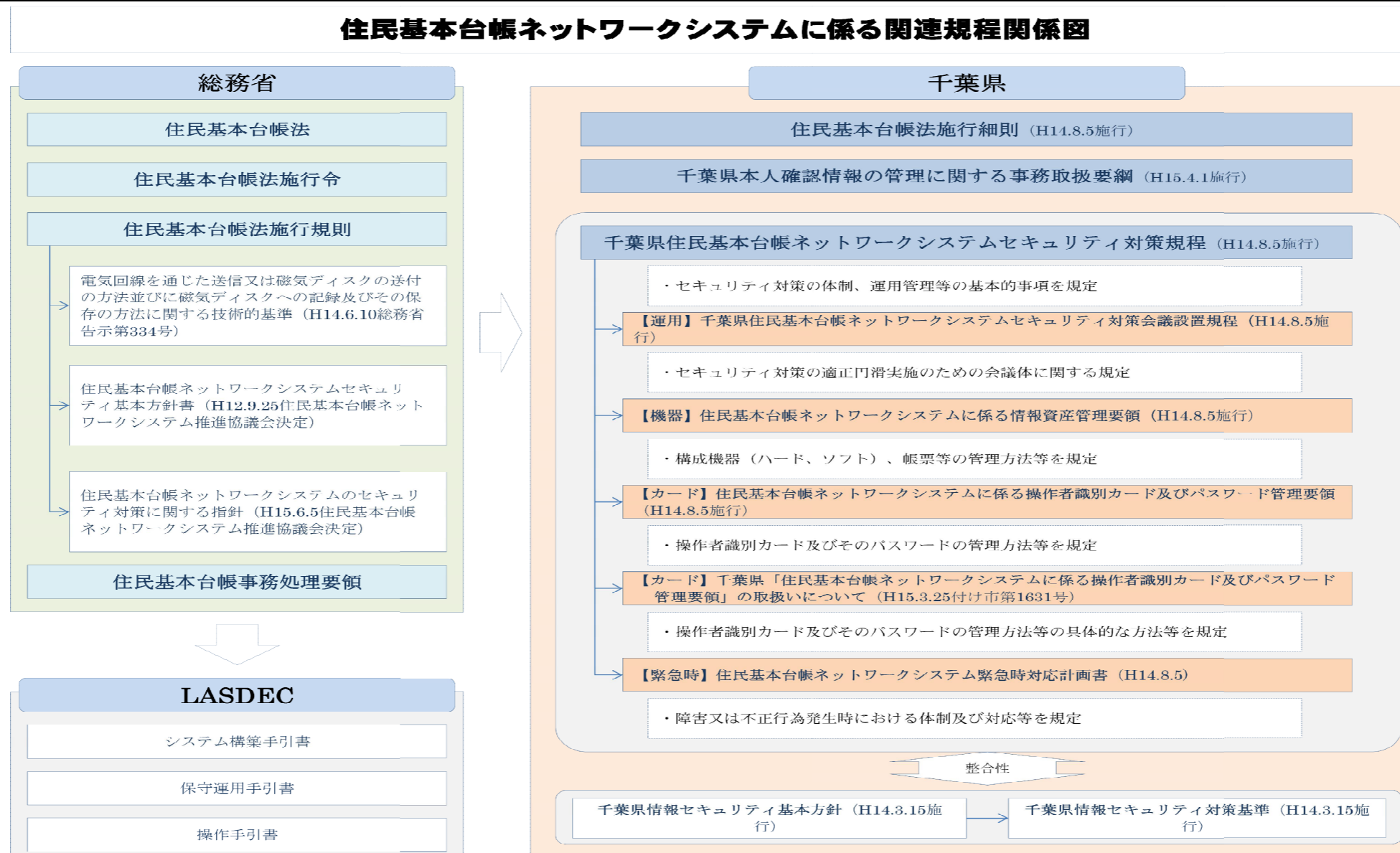


運用体制図③ (グループ利用イメージ (その他の事務))



3 セキュリティ対策規程等の見直し

- ・自己点検結果、条例による利用事務の拡大後の運用体制等を踏まえ、操作者識別カード関係、各種書式関係、端末機設置室の入退室管理関係について、セキュリティ対策指定・情報資産管理要領・操作者識別カード及びパスワード管理要領の改正を行う。
- ・平成26年2月以降のサーバの集約化や端末機への生体認証の導入への対応については、詳細が判明次第、検討を行っていく。



○関係規程等の見直し

	見直しの方向性
セキュリティ対策規程	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者識別カードの管理方法について、個人貸与方式に加え、グループ利用方式を追加する。 ・研修及び監査の規定を追加する。
情報資産管理要領	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ利用の場合において、端末機管理簿による端末機の管理を追加する。 ・取扱い通知を発出し、端末機設置室の管理や各種書式の記載の徹底を図る。
操作者識別カード及びパスワード管理要領	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者識別カードの管理方法について、個人貸与方式に加え、グループ利用方式を追加する。

4 研修・監査など保護確保措置の定期的な実施

・各種規程等の徹底を図るため、定期的に研修を実施するとともに、遵守状況を確認するため、自己点検・事務監査を実施していくこととする。

(1) 研修の実施について

①研修の実施

システム管理者は、原則として、毎年度、操作者に対し各種規程等や操作方法について周知・習得させるため、研修を実施するものとする。

②研修計画の策定・実施

システム管理者は、毎年度、以下の研修計画を策定し、研修を実施するものとする。

ア 一般研修

少なくとも、年1回実施し、セキュリティ関係の規程等について周知を図る。

イ 新人研修

新たに住基ネット担当者になった者に対して研修を実施するものとする。

ウ 再教育研修

セキュリティ規程等の違反者に対し、随時実施する。

③研修結果

システム管理者は、研修毎に受講状況を把握し、著しく受講率の低い所属がないよう努めるものとする。

○住基ネットによる本人確認情報の利用見込

	現行	利用拡大後
利用所属数	20 所属	94 所属
操作者数	109 人	250 人以上

※利用所属数は、本人確認情報を利用している所属数

※現行の操作者数は操作者識別カードの発行受けた者の数。利用拡大後の操作者数は、新たに利用開始する所属ごとに2人操作者となることを想定

(2) 自己点検・事務監査の実施について

住基ネットは、千葉県情報セキュリティ対策基準に基づく監査の対象となっているが、不定期であるため、以下のとおり定期的な自己点検、事務監査を実施するものとする。

①自己点検の実施

システム管理者は、原則として、毎年度、操作者及び端末機設置機関に対し、各種規程の遵守状況についての自己点検を実施させる。

②事務監査の実施

ア 定期監査

システム管理者は、定期的に、端末機設置機関に対し、各種規程の遵守状況について監査を実施するものとする。

イ 臨時監査

システム管理者は、必要と認めた場合において臨時に監査を行うことができる。

③監査計画の策定・実施

システム管理者は、毎年度、監査計画を策定し、監査の対象、時期、その他年次監査の実施について必要な事項を定めるものとする。

④監査結果

システム管理者は、監査結果に基づき、指示又は不適事項がある場合には、速やかに監査対象所属長に文書をもって通知するものとする。

監査対象所属長は、指示又は不適事項の通知を受けた場合には、改善計画を作成し、システム管理者に報告するものとする。

○住基ネット端末機の設置見込み

	現行	利用拡大後
端末機設置所属	14 所属	21 所属